

老発 1130 第 1 号
保発 1130 第 2 号
令和 5 年 11 月 30 日

都道府県知事
市町村長
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会理事長

} 殿

厚生労働省老健局長
〔公印省略〕
厚生労働省保険局長
〔公印省略〕

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令等の公布について

本日付で、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和 5 年内閣府・厚生労働省令第 8 号。以下「改正命令」という。）及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示（令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 4 号。以下「改正告示」という。）が公布され、順次施行・適用することとされたところです。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等への周知徹底を図り、その運用に遺漏なきようお願い致します。

記

第1 改正の趣旨

保険医療機関・保険薬局の療養の給付又は公費負担医療に関する費用の請求については、

- ・ 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求（以下「電子請求」と総称する。）により行うこととされ（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号。以下「請求命令」という。）第1条第1項）、
- ・ レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関・保険薬局及び保険医療機関である診療所・保険薬局のうち電子請求の義務化時点において常勤の保険医・保険薬剤師の年齢が65歳以上であるものであってその旨を期日までに届け出たものは、書面による請求を行うことができるとされている（請求命令第5条第1項及び第6条第1項）。

また、介護サービス事業所・施設等の介護保険給付又は公費負担医療に関する費用の請求については、電子請求により行うこととされている（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令（平成12年厚生省令第20号。以下「介護請求命令」という。）第2条）。

今般、これらの療養の給付に関する費用の請求方法等について、「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」（令和5年3月23日社会保障審議会医療保険部会）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会）において見直しを行うとされたことを踏まえ、必要な改正を行うもの。

第2 改正の主な内容

1 フレキシブルディスク等の記録媒体を指定する規定の見直し

請求命令及び介護請求命令において「光ディスク等」を、光ディスクに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物と定義し、これに含まれるものとして特定の媒体名によって規定していた「フレキシブルディスク」を削除すること。（請求命令第1条第1項及び介護請求命令第1条第1項）

2 請求命令に規定する請求方法の見直し

(1) 光ディスク等を用いた請求について

ア 療養の給付等に関する費用の請求方法から削除すること。（請求命令第1条）

イ 令和6年3月31日以前の直近に行った療養の給付等に関する費用の請

求が光ディスク等を用いた請求であった保険医療機関・保険薬局は、令和6年9月30日までの間、光ディスク等を用いた請求を行うことができるものとする。こと。（請求命令附則第3条の2第1項）

ウ 令和6年9月30日以前の直近に行った療養の給付等に関する費用の請求が、光ディスク等を用いた請求であった保険医療機関・保険薬局のうち、あらかじめ、電子情報処理組織の使用による請求に移行するための計画を添えて、光ディスク等を用いた請求を行う旨を審査支払機関に届け出たものは、届出を行うたびに、一年間に限り、光ディスク等を用いた請求を継続することができるものとする。こと。（請求命令附則第3条の2第2項及び第3項）

(2) 書面による請求について

ア 療養の給付等の請求の特例を削除すること。（請求命令第5条及び第6条）

イ 令和6年3月31日以前の直近に行った療養の給付等に関する費用の請求が書面による請求であった保険医療機関・保険薬局は、レセプトコンピュータを使用していない旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たものに限り、書面による請求を行うことができるものとする。こと。（請求命令附則第3条の4）

ウ 令和6年3月31日以前の直近に行った療養の給付等に関する費用の請求が書面による請求であった保険医療機関・保険薬局のうち、表の左欄の保険医療機関・保険薬局において診療又は調剤に従事する全ての常勤の保険医又は保険薬剤師の生年月日が、それぞれ同表の右欄の日以前である旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができるものとする。こと。（請求命令附則第3条の5第1項）

レセプトコンピュータを使用している薬局	昭和19年4月1日
レセプトコンピュータを使用している診療所 (歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。)	昭和20年7月1日
レセプトコンピュータを使用している診療所 (歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。)	昭和21年4月1日
レセプトコンピュータを使用していない診療所 又は薬局	

※ ウの届出を行った保険医療機関・保険薬局において新たに診療又は調剤に従事する常勤の保険医・保険薬剤師の生年月日がそれぞれ表の右欄の日より後であるときは、遅滞なく審査支払機関に届け出なければなら

ないものとする。届出を行った保険医療機関・保険薬局は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、書面による請求を行うことができるものとする。(請求命令附則第3条の5第2項及び第3項)

(3) 経過措置等

ア (2) イ及びウの届出は、令和6年4月1日前においても、その例により行うことができること。(改正命令附則第2条)

イ 改正命令による改正後の請求命令附則第3条の2第2項、第3条の4第1項及び第3条の5第1項の規定に基づく届出及び計画の提出の詳細等については、追って通知する予定であること。

3 その他所要の改正

その他所要の改正を行うこと。

4 施行期日等

(1) 改正命令の施行期日

改正命令は、公布の日から施行すること。ただし、第2の2(1)及び(2)に定める事項並びに3に定める事項の一部は、令和6年4月1日から施行するものとする。(改正命令附則第1条)

(2) 改正告示の適用期日

改正告示は、令和6年4月1日から適用すること。(改正告示附則)

以上

○内閣府令第八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する法令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する法令の一部を改正する法令を次のように定める。

令和五年十一月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 武見 敬三

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令
 (療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正)
 第一条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求</p> <p>(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求)</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付(以下「公費負担医療」という。)を担当する病院若しくは診療所(以下単に「保険医療機関」という。)又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局(以下単に「保険薬局」という。)は、療養の給付(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四百五十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。)又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織(審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))の請求をし、療養の給付及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。)の請求をし、療養の給付及び公費負担医療に関する費用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織又は保険薬局の使用に依る電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)</p> <p>又は光ディスク等を用いた請求(子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。)を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)</p> <p>一、十 (略)</p> <p>二、三 (略)</p>	<p>第一条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求</p> <p>(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求)</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付(以下「公費負担医療」という。)を担当する病院若しくは診療所(以下単に「保険医療機関」という。)又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局(以下単に「保険薬局」という。)は、療養の給付(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四百五十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。)又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織(審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))の請求をし、療養の給付及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。)の請求をし、療養の給付及び公費負担医療に関する費用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織又は保険薬局の使用に依る電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)</p> <p>又は光ディスク等を用いた請求(子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク(以下「光ディスク等」という。)を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)</p> <p>一、十 (略)</p> <p>二、三 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求</p> <p>(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求)</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付(以下「公費負担医療」という。)を担当する病院若しくは診療所(以下単に「保険医療機関」という。)又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局(以下単に「保険薬局」という。)は、療養の給付(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四百五十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。)又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織(審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))の請求をし、療養の給付及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。)の請求をし、療養の給付及び公費負担医療に関する費用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織又は保険薬局の使用に依る電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)</p> <p>又は光ディスク等を用いた請求(子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。)を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)</p> <p>一、十 (略)</p> <p>二、三 (略)</p>	<p>第一条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求</p> <p>(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求)</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付(以下「公費負担医療」という。)を担当する病院若しくは診療所(以下単に「保険医療機関」という。)又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局(以下単に「保険薬局」という。)は、療養の給付(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四百五十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。)又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織(審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))の請求をし、療養の給付及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。)の請求をし、療養の給付及び公費負担医療に関する費用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織又は保険薬局の使用に依る電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)</p> <p>又は光ディスク等を用いた請求(子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク(以下「光ディスク等」という。)を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)</p> <p>一、十 (略)</p> <p>二、三 (略)</p>

第二条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を次の表のように改正する。

して、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。)により行うものとする。

一(十) (略)

2 前項の請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を同項のファイルに記録しなければならない。(削る)

(請求の補正)

第一条の二 前条第一項の規定により保険医療機関又は保険薬局が行つた請求について、同項のファイルに記録された情報のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第四項(第七号を除く。)に規定する加入者及び同法第五十条に規定する後期高齢者医療の被保険者(以下この条において「加入者等」という。)の資格に係る情報に軽微な不備誤記、記載漏れその他これに類する明白な誤りであつて、保険医療機関又は保険薬局が記載しようとした事項を容易に推測することができる程度のもをいう。)がある場合には、審査支払機関は、当該補正をした旨を、当該保険医療機関又は保険薬局に通知するものとする。

2(6) (略)

(療養の給付費等の請求日)

第二条 第一条第一項の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 第一条第一項の請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。

(療養の給付費等の請求の開始等の届出)

第三条 保険医療機関又は保険薬局は、第一条第一項の請求を始めようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

一 (略)

二 審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条の記録を行うために使用するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)の名称、当該プログラムの作成者の氏名又は名称及び同条第一項の請求を始めようとする年月

三 (略)

して、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)又は光ディスク等を用いた請求(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて記録したこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。)を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)により行うものとする。

一(十) (略)

2 電子情報処理組織の使用による請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を前項のファイルに記録しなければならない。光ディスク等を用いた請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。

(請求の補正)

第一条の二 前条第一項の規定により保険医療機関又は保険薬局が行つた電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求について、それぞれ前条第一項のファイルに記録された情報又は光ディスク等に記録された情報のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第四項(第七号を除く。)に規定する加入者及び同法第五十条に規定する後期高齢者医療の被保険者(以下この条において「加入者等」という。)の資格に係る情報に軽微な不備(誤記、記載漏れその他これに類する明白な誤りであつて、保険医療機関又は保険薬局が記載しようとした事項を容易に推測することができる程度のもをいう。)がある場合には、審査支払機関は、職権で、当該不備を補正することができる。この場合において、審査支払機関は、当該補正をした旨を、当該保険医療機関又は保険薬局に通知するものとする。

2(6) (略)

(療養の給付費等の請求日)

第二条 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。

(療養の給付費等の請求の開始等の届出)

第三条 保険医療機関又は保険薬局は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

一 (略)

二 審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条の記録を行うために使用するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)又は光ディスク等に同条の記録を行うために使用するプログラムの名称、当該プログラムの作成者の氏名又は名称及び電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月

三 (略)

2 保険医療機関又は保険薬局は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条の記録を行うために使用するプログラムを変更しようとするとき（療養の給付費等の額の算定方法が改められたことに伴う変更を行うおとすときを除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

一・二（略）

三 変更後のプログラムを使用して第一条第一項の請求を始めようとする年月

四（略）

（請求の代行）

第四条 前四条の規定は、医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものが第一条第一項の請求の事務を代行する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「費用を請求」とあるのは「医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであつて療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求の代行を行うもの（以下「事務代行者」という。）を介して費用を請求」と、「電子情報処理組織の使用」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用」と、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「事務代行者」と、「ご家庭長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機」とあるのは「事務代行者を介してご家庭長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機」と、同条第二項中「前項」とあるのは「事務代行者を介した前項」と、「係る請求を」とあるのは「係る請求を事務代行者を介して」と、「同項」とあるのは「事務代行者を介した同項」と、第一条第二項及び第三項から第六項まで中行つた請求」とあるのは「事務代行者を介した請求」と、第三条第一項及び第二項中「第一条第一項」とあるのは「事務代行者を介した第一条第一項」と、「始めようとするときは」とあるのは「始めようとするとき、又は事務代行者を介した同項の請求をやめようとするときは」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第二号中「審査支払機関」とあるのは「事務代行者を介した第一条第一項の請求を始めようとする場合にあつては、審査支払機関」と、同条第一項の請求を始めようとする年月」とあるのは「事務代行者を介した同条第一項の請求を始めようとする年月、事務代行者を介した同項の請求をやめようとする場合にあつてはその年月」と、同条第二項各号列記以外の部分中「変更」とあるのは「を事務代行者が変更」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第三号中「第一条第一項」とあるのは「事務代行者を介した第一条第一項」と読み替えるものとする。

2 保険医療機関又は保険薬局は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条の記録を行うために使用するプログラム又は光ディスク等に同条の記録を行うために使用するプログラムを変更しようとするとき（療養の給付費等の額の算定方法が改められたことに伴う変更を行うおとすときを除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

一・二（略）

三 変更後のプログラムを使用して電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月

四（略）

（電子情報処理組織の使用による請求の代行）

第四条 前四条の規定は、医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものが電子情報処理組織の使用による請求の事務を代行する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「費用を請求」とあるのは「医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであつて療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求の代行を行うもの（以下「事務代行者」という。）を介して費用を請求」と、「電子情報処理組織の使用」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用」と、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「事務代行者」と、「ご家庭長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機」とあるのは「事務代行者を介してご家庭長官及び厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機」と、同条第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「係る請求を」とあるのは「係る請求を事務代行者を介して」と、「前項」とあるのは「事務代行者を介して前項の」と、第一条第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、同条第三項から第六項まで中行つた請求」とあるのは「事務代行者を介した請求」と、第二条第一項及び第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、第三条第一項及び第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「始めようとするときは」とあるのは「始めようとするとき、又は事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとするときは」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第二号中「審査支払機関」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする場合にあつては、審査支払機関」と、「電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとする場合にあつてはその年月」と、同条第二項各号列記以外の部分中「変更」とあるのは「を事務代行者が変更」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第三号中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

第五條 (療養の給付費等の請求の特例)
レセプトコンピュータ(療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書(以下「レセプト」という)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)をもつて作成することができるものをいう。以下同じ)を使用していない保険医療機関又は保険薬局(次条第一項の届出を行つたものであつて同条第三項の届出を行つていないものを除く)は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求(療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ)を行うことができる。

2 前項の規定により書面による請求を行つている保険医療機関又は保険薬局は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を整備するよう努めるものとする。

第六條 保険医療機関である診療所又は保険薬局(レセプトコンピュータを使用している診療所又は保険薬局であつて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有するものを除く)のうち、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が、それぞれ同表の下欄に掲げる日において、いずれも六十五歳以上であるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

レセプトコンピュータを使用している薬局	平成二十一年四月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等を行う場合を除く。)	平成二十二年七月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等を行う場合に限る。)	平成二十三年四月一日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

2 前項の規定により届出を行おうとする保険医療機関又は保険薬局のうち次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、届け出るものとする。

レセプトコンピュータを使用している薬局	平成二十一年十二月十日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等を行う場合を除く。)	平成二十二年三月三十一日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。)	平成二十二年十二月三十一日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

(削る)

附則

(療養の給付費等の請求に係る経過措置)

第三条の二 令和六年三月三十一日以前の直近に保険医療機関又は保険薬局が行った請求が、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令(令和五年内閣府・厚生労働省令第八号。附則第三条の四第一項及び第三条の五第一項において「令和五年改正命令」という。)第二条による改正前の第一条第一項に規定する光ディスク等を用いた請求である場合には、当該保険医療機関又は保険薬局は、令和六年九月三十日までの間、第一条第一項の規定にかかわらず、光ディスク等を用いた請求(子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って記録した子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。)を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ)を行うことができる。

2 令和六年九月三十日以前の直近に保険医療機関又は保険薬局が行った請求が、前項の規定による光ディスク等を用いた請求である場合には、当該保険医療機関又は保険薬局(令和六年十月一日以降に第一条第一項の請求を行ったものを除く)は、令和六年十月一日以降に光ディスク等を用いた請求を行うおとときは、あらかじめ、同項の請求を行える体制の整備に関する計画(その計画の期間が一年を超えないものに限る)を添えて、その旨を審査支払機関に届け出なければならない。

3 前項の届出をした保険医療機関又は保険薬局は、第一条第一項の規定にかかわらず、前項の期間内に限り、光ディスク等を用いた請求を行うことができる。

第三条の三 光ディスク等を用いた請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。

3 第一項の届出を行った保険医療機関又は保険薬局であつて、同項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において、それぞれ同表の下欄に掲げる日における年齢が六十五歳未満である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなつたものは、当該保険医又は保険薬剤師に係る登録情報を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

4 前項に規定する届出を行った保険医療機関又は保険薬局(レセプトコンピュータを使用していないものを除く)は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

(書面による請求)

第七條

保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を始めようとするときは、あらかじめ、その旨を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

2 書面による請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

3 書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

4 書面による請求を行う場合には、診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

附則

(新設)

(新設)

2 第一条の二、第二条第一項及び第三条第二項の規定は、光ディスク等を用いた請求について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「同項のファイルに記録された情報」とあるのは「光ディスク等に記録された情報」と、第三条第二項中「審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条」とあるのは「光ディスク等に附則第三条の二第一項及び第三条の三第一項」と読み替えるものとする。

第三条の四 令和六年三月三十一日以前の直近に保険医療機関又は保険薬局が行った請求が、令和五年改正命令第二条による改正前の第五条第一項に規定する書面による請求である場合において、当該保険医療機関又は保険薬局は、レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書（附則第四条の二第二項において「レセプト」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。）を使用していない旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たときは、第一条第一項の規定にかかわらず、書面による請求（療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 前項の規定により書面による請求を行っている保険医療機関又は保険薬局は、第一条第一項の請求を行える体制を整備するよう努めるものとする。

第三条の五 令和六年三月三十一日以前の直近に保険医療機関である診療所又は保険薬局が行った請求が、令和五年改正命令第二条による改正前の第六条第一項の規定による書面による請求である場合において、当該保険医療機関又は保険薬局は、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において診療又は調剤に従事する全ての常勤の保険医又は保険薬剤師の生年月日が、それぞれ同表の下欄に掲げる日より前である旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たときは、第一条第一項の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

レセプトコンピュータを使用している薬局	昭和十九年四月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。）	昭和二十年七月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。）	昭和二十一年四月一日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

2 前項の届出をした保険医療機関又は保険薬局は、同項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において新たに診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の生年月日が、それぞれ同表の下欄に掲げる日より後であるときは、当該保険医又は保険薬剤師に係る情報を、遅滞なく審査支払機関に届け出なければならない。

3 前項の届出をした保険医療機関又は保険薬局は、当該届出をした日の属する月及びその翌月に限り、第一条第一項の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

（新設）

（新設）

<p>(削る)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>254 (略)</p> <p>5 附則第三条の四第一項並びに前条第一項及び第三項並びに本条第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、第一条第一項の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる療養の給付費等の請求について、光ディスク等を用いた請求又は書面による請求を行うことができる。</p> <p>一5四 (略)</p> <p>5 その他第一条第一項の請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局当該請求</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第四条の二 書面による請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。</p> <p>2 書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。</p> <p>3 書面による請求を行う場合には、診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。</p>	<p>(療養の給付費等の請求に係る経過措置)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>254 (略)</p> <p>5 第五条及び第六条並びに本条第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、第一条の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる療養の給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。</p> <p>一5四 (略)</p> <p>5 その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局 当該請求</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第三條 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部改正</p> <p>次の表のように改正する。</p> <p>(介護給付費等又は総合事業費の請求)</p> <p>第二条 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者は、介護給付費等を請求しようとするときは、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ)、指定地域密着型サービス(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ)又は指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ)の事業を行う事業所ごとに、居宅サービス、地域密着型サービス又は居宅介護支援の種類に応じて子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分に従い子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って記録し、又は電子計算機を使用して子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って記録した子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という)を審査支払機関に提出して行うものとする。</p> <p>254 (略)</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>改正 前</p> <p>(介護給付費等又は総合事業費の請求)</p> <p>第二条 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者は、介護給付費等を請求しようとするときは、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ)、指定地域密着型サービス(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ)又は指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ)の事業を行う事業所ごとに、居宅サービス、地域密着型サービス又は居宅介護支援の種類に応じて子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分に従い子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って記録し、又は電子計算機を使用して子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク若しくはフレキシブルディスク(以下「光ディスク等」という)を審査支払機関に提出して行うものとする。</p> <p>254 (略)</p>

様式第二、様式第二の二、様式第六から様式第六の四まで及び様式第八から様式第九の二までを次のように改める。

様式第二(附則第二条関係)

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)

Table with 2 rows and 2 columns. Top row: 公費負担者番号, 令和, 年, 月分. Bottom row: 公費受給者番号, 保険者番号.

Table with 2 main sections: 被保険者 (insured person) and 請求事業者 (requesting service provider). Includes fields for name, birth date, sex, care status, and address.

Table for 居宅サービス計画 (Home Service Plan). Includes fields for plan type (1. Home care support service creation, 2. Self-creation by insured person) and facility name.

Table for 開始年月日 (Start Date) and 中止理由 (Reason for Termination). Includes fields for start date and reasons like 'Inappropriate' or 'Medical admission'.

Table for 給付費明細欄 (Payment Detail Table). Columns include Service Content, Service Code, Unit Count, Frequency, Service Unit Count, Public Fee Unit Count, Public Fee Object Unit Count, and Summary.

Table for 給付費明細欄 (対象者) (Payment Detail Table - Object). Similar to the previous table but with a specific header for the object.

Table for 請求額集計欄 (Request Amount Summary Table). Includes rows for ① Service Type Code, ② Name, ③ Service Actual Days, ④ Plan Unit Count, ⑤ Limit Management Object Unit Count, ⑥ Limit Management Non-Object Unit Count, ⑦ Payment Unit Count, ⑧ Public Fee Unit Count, ⑨ Unit Price, ⑩ Insurance Request Amount, ⑪ User Burden Amount, ⑫ Public Fee Request Amount, ⑬ Public Fee Personal Burden.

Table for 社会福祉法人等による軽減 (Reduction by Social Welfare Corporations, etc.). Includes fields for Reduction Rate (%), Burden Total Amount (円), Reduction Amount (円), and Burden Amount after Reduction (円).

様式第二の二(附則第二条関係)

介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書

(介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用))

公費負担者番号										令和 年 月 日																																									
公費受給者番号										保険者番号																																									
被保険者	被保険者番号 (フリガナ)										事業所番号																																								
	氏名																																																		
	生年月日 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 性別 1. 男 2. 女										事業所名称 〒 ー																																								
	要支援状態区分 要支援1・要支援2																																																		
	認定有効期間 1. 平成 2. 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで										所在地																																								
介護予防サービス計画 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成 事業所番号 事業所名称										連絡先 電話番号																																									
開始年月日 1. 平成 2. 令和 年 月 日										中止年月日 令和 年 月 日																																									
中止理由 1. 非該当 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 9. 介護医療院入所																																																			
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要																																											
給付費明細欄 (住所特例対象者)	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在 保険者番号	摘要																																										
請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称																																																		
	③サービス実日数										日 日 日 日																																								
	④計画単位数																																																		
	⑤限度額管理対象単位数																																																		
	⑥限度額管理対象外単位数										給付率(／100)																																								
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥										保険																																								
	⑧公費分単位数										公費																																								
	⑨単位数単価										円/単位 円/単位 円/単位 円/単位 合計																																								
	⑩保険請求額																																																		
	⑪利用者負担額																																																		
⑫公費請求額																																																			
⑬公費分本人負担																																																			
社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	%										受領すべき利用者負担の総額(円)										軽減額(円)										軽減後利用者負担額(円)										備考									

枚中 枚目

様式第六(附則第二条関係)

地域密着型サービス介護給付費明細書
(認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))

公費負担者番号										令和				年		月分							
公費受給者番号										保険者番号													
被保険者	被保険者番号 (フリガナ)										事業所番号												
	氏名																事業所名称						
	生年月日		1. 明治 2. 大正 3. 昭和		性別		1. 男 2. 女		所在地 〒														
	要介護状態区分		要介護1・2・3・4・5												連絡先 電話番号								
	認定有効期間		1. 平成 2. 令和		年		月		日		から												
入居年月日		1. 平成 2. 令和		年		月		日		退居年月日		令和		年		月		日		入居実日数		外泊日数	
入居前の状況		1. 居宅 2. 医療機関 3. 介護老人福祉施設 4. 介護老人保健施設 5. 介護療養型医療施設 6. 認知症対応型共同生活介護 7. 特定施設入居者生活介護 8. その他 9. 介護医療院																					
退居後の状況		1. 居宅 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 9. 介護医療院入所																					
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード				単位数		回数日数		サービス単位数		公費分回数等		公費対象単位数		摘要						
	合計																						
請求額集計欄	区分		保険分				公費分																
	①単位数合計																						
	②単位数単価		円/単位																				
	③給付率		/100				/100																
	④請求額(円)																						
⑤利用者負担額(円)																							

枚中 枚目

様式第八(附則第二条関係)

施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書
(介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

Table with 2 rows and 10 columns. Row 1: 公費負担者番号, 令和, 年, 月分. Row 2: 公費受給者番号, 保険者番号.

Table with 2 main sections: 被保険者 (insured person) and 請求事業者 (requesting business). Includes fields for name, birth date, gender, care status, and business details.

Table with 2 rows and 10 columns. Row 1: 入所年月日, 退所年月日, 入所実日数, 外泊日数. Row 2: 入所前の状況, 退所後の状況.

Table with 8 columns: サービス内容, サービスコード, 単位数, 回数, サービス単位数, 公費分回数等, 公費対象単位数, 摘要. Includes a total row at the bottom.

Table with 3 columns: 区分, 保険分, 公費分. Rows include ①単位数合計, ②単位数単価, ③給付率, ④請求額(円), ⑤利用者負担額(円).

Table with 10 columns: サービス内容, サービスコード, 費用単価(円), 負担限度額, 日数, 費用額(円), 保険分, 公費日数, 公費分, 利用者負担額. Includes a total row and summary rows for insurance and public fee requests.

Table with 6 columns: 社会福祉法人等による軽減欄, 軽減率, 受領すべき利用者負担の総額(円), 軽減額(円), 軽減後利用者負担額(円), 備考. Includes rows for codes 51 and 54.

枚中 枚目

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定及び第三条中様式第二、様式第二の二、様式第六から様式第六の四まで及び様式第八から様式第九の二までの改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第三条の四第一項及び第三条の五第一項の規定による届出は、第二条の規定の施行の日前においても、同令附則第三条の四第一項及び第三条の五第一項の規定の例により行うことができる。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○**こども家庭庁 告示第四号**
厚生労働省 告示第四号

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和五年内閣府令第八号）の施行に伴い、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十一月三十日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 武見 敬三

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示
第一条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの（平成六年厚生省告示第三百四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項並びに附則第三条の第三項及び第四条の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項並びに附則第三条の第三項及び第四条の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

一・二 (略)

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部改正)
第二条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式(平成二十年厚生労働省告示第百二十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第四条の二第二項の規定に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式</p> <p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第四条の二第二項の規定に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式は、次の表の区分によるものとする。</p> <p>(表略)</p>	<p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式</p> <p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式は、次の表の区分によるものとする。</p> <p>(表略)</p>

附則
 この告示は、令和六年四月一日から適用する。